

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)又は(17の計)		1	円	(5)のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る当期税額控除額 (5)と別表六の二(七)「6」のうち少ない金額		6	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2		(5)のうち税額控除割合が25%である 試験研究に係る当期税額控除額 ((5)－(6))と別表六の二(七)「7」のうち少ない金額		7	
各連結法人の税額控除割合が 30%である試験研究に係る 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)		3		税額控除割合が30%である試験研究 に係る当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(18)}{(3)}$		8	
各連結法人の税額控除割合が 25%である試験研究に係る 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)		4		税額控除割合が25%である試験研究 に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(19)}{(4)}$		9	
当 期 税 額 控 除 額 (別表六の二(七)「14」)		5		(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究 に係る当期控除額の個別帰属額 $((5) - (6) - (7)) \times \frac{(1) - (18) - (19)}{(2) - (3) - (4)}$		10	
				特 別 試 験 研 究 費 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $(8) + (9) + (10)$		11	
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細							
連 結 開 始 親 した 法 人 連 結 事 業 年 度 年 度 が 平 成 場 31 合 年 4 月 1 日 前 に	旧措法第68条の9第6項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容			特別試験研究費の額	
	12		13			14	
	第 1 号 ・ 第 2 号					円	
	第 1 号 ・ 第 2 号						
	第 1 号 ・ 第 2 号						
	第 1 号 ・ 第 2 号						
	第 1 号 ・ 第 2 号						
		計					
連 結 開 始 親 する 法 人 連 結 事 業 年 度 年 度 が 平 成 場 31 合 年 4 月 1 日 以 後 に	措法第68条の9第7項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容			特別試験研究費の額	
	15		16			17	
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号					円	
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号						
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号						
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号						
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号						
		計					
(14の計)又は(17の計)のうち(12)又は(15)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額						18	
(17の計)のうち(15)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額						19	